

# 亀山市事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』の実施について

## 1. 背景

本市では、行政サービスの提供の在り方を検証するために、平成 19 年度から外部委員による事業仕分けを実施するとともに、総合計画の推進を図るため行政評価を導入し、限られた行財政経営資源の効率的な再配分に努めてきた。

しかし、事業仕分けにより大半の事業については検証してきたが、開始から 7 年が経過しており、社会情勢の変化も見極めながら新たな視点で事業を総点検する必要がある。

また、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来など厳しい社会情勢が続く中で、ますます多様化、高度化する市民ニーズや財政構造の環境変化に的確に対応し、市民満足度に配慮しながら持続可能な行財政基盤を確立することが求められている。

## 2. 目的

将来を担う中堅職員が評価者に、対象事業の担当職員が説明者になり、現場起点での目線で事務事業を点検することで、「行政経営資源の効率的な再配分」「職員の更なる意識改革」「事業に対する説明責任の徹底」を図ることを目的に、事業仕分けの手法を活用して事業点検を実施する。

## 3. 実施時期

平成 26 年 10 月 5 日（日）

## 4. 実施場所

亀山市総合保健福祉センター 2F 大会議室・研修室

## 5. 事業点検の方法

- ①第 1 段階 … 職員による内部点検 ※平成 26、27 年度に実施予定
- ②第 2 段階 … 外部委員による外部点検 ※平成 27 年度に実施予定

## 6. 対象事業

36 事業（18 事業×2 年）

## 7. 対象事業の選定方法

対象事業は、事務事業評価対象事業（主要事業及び標準事業）の中から、職員提案及び内部点検評価者等により選定する。ただし、次の要件を満たす事務事業を除外する。

1. 現在着手している建設事業
2. 平成 27 年度以降継続しない事務事業
3. 事業費が 100 万円未満の事務事業
4. 基金の積立
5. 市に裁量のない事務事業

## 8. 事業点検の体制等

- (1) 体制 : 3 班
- (2) 班 構 成 : コーディネーター1 名 (学識経験者等)、評価者 5 名 (主査、主任主査及び主幹級職員)、書記 1 名
- (3) 点検事業数 : 1 班あたり 6 事業 (計 18 事業)

## 9. 事業点検の作業内容

- (1) 説 明 者 : 対象事業の担当者
- (2) 進 め 方 : 1 事業あたり約 50 分
  - ①担当室から事業について説明 … 5 分
  - ②質疑 …………… 30 分
  - ③評価シート記入 …………… 5 分
  - ④評価理由取りまとめ …………… 10 分

## 10. 結果の活用

事業点検の結果については、ホームページ等で公表するとともに、平成 27 年度以降の予算編成や行財政改革大綱等に反映するよう努める。

# 事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』事業選定フロー

事務事業評価実施

主要事業 (77事業)	標準事業（一般会計室単位中事業）	
	事務事業評価対象事業 (152事業)	事務事業評価対象外事業 (274事業)

事務事業評価実施事業を対象として事業点検を実施（双方向からの検証）

一次選定

## 事業点検の対象除外要件

1. 現在、着手している建設事業
2. 平成27年度以降継続しない事務事業
3. 事業費が100万円未満の事務事業
4. 基金の積立
5. 市に裁量の無い事務事業

## 標準事業における事務事業評価対象外の要件

1. 市に裁量の無い事務事業
2. 行政組織及び施設設備の維持に係る事務事業
3. 災害復旧に係る事務事業
4. その他（議会及び審議会に係る経費、繰出金、公債費及び予備費等）

所管部署

① 一次選定の対象除外要件に該当する事務事業（再確認） -----> 除外

6/3～6/23

② 所管部署で見直しを考えている事務事業の確認  
※見直し案、スケジュール等の提出 -----> 行財政改革推進本部で協議の上、除外

7/1

## 点検対象事業選定の視点により選定

- ① 地域団体や各種団体との連携が可能と考えられる事業
  - ・ 地域団体が主体となって実施が可能な事業
  - ・ NPOや市民活動団体等が主体となって実施が可能な事業
  - ・ 上記団体等と協働で実施が可能な事業
- ② 必要性について検討が可能と考えられる事業
  - ・ 縮小を考えるべき事業
  - ・ 休止を考えるべき事業
  - ・ 統廃合を考えるべき事業
- ③ 民間活力など代替手法の導入が可能と考えられる事業
  - ・ 指定管理者制度の導入が可能な事業
  - ・ 業務委託の導入や拡大が可能な事業
- ④ ICTの活用などにより職員数の適正化を図ることが可能と考えられる事業

選定方法

7/1～7/9

職員提案

7/10～7/23

評価者による選定

二次選定

行財政改革推進本部会議での確認

※選定にあたっては、部局間のバランスを考慮する。

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』対象事業決定

8/1